

神奈川県高度外国人材受入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県経済の成長を牽引する外国人材の受入を促進するため、県内中小企業における高度外国人材の採用手続に係る初期の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する者及び労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づく組合をいう。
- (2) 「高度外国人材」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 大学又は専門学校等を卒業（卒業見込を含む。）し、一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「高度専門職」を受ける見込があり、入国予定の者
 - イ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「高度専門職」を有する者（前年度に交付決定を受けた者のうち知事が特に認めた者に限る。）
- (3) 「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、高度外国人材受入事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 国又はこの要綱によらない神奈川県の補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。
- 3 補助金額と地方公共団体等の補助金、その他の名称を問わず給付の合計額が補助対象

経費を超えない事業を対象事業とする。

(補助の対象者)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 県内に事業所又は事務所を有する中小企業であること。
- (2) 交付を受けた年度の翌年度から3年間、知事が行う補助事業者及び被雇用高度外国人材へのアンケート調査に協力し、職場定着状況及び満足度状況の確認等を実施すること。また、中途退職があった場合には、退職理由等の聞き取り調査にも協力すること。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる補助対象経費の3分の1以内の額とする。ただし、補助上限は、交付を受ける年度ごとに1社あたり3人までとし、高度外国人材受入数1人あたり50万円とする。

- 2 交付を受けた年度の次年度以降、過去に本補助金交付を受けたことのある者は、前項に規定する人数にかかわらず、1社あたり2人までを補助対象とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第7条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が次のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社(イを除く。)

- (2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をも

って補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請書の提出期日等）

第8条 補助事業者は、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金交付申請書（第1号様式。

以下「交付申請書」という。）」に別表第2に掲げる書類を添付して、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を交付申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部

長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報本人の同意を得るものとする。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(交付の決定)

第11条 規則第6条の規定により交付の決定をしたときは、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）」により通知するものとする。

(変更の承認)

第12条 第10条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金変更（休止、廃止）承認申請書（第3号様式）」に変更の内容及び理由又は休止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第13条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第14条 規則第10条の規定による状況報告は、知事の要求があった時は速やかに「神奈川県高度外国人材受入支援補助金実施状況報告書（第4号様式）」により、行わなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定における実績報告は、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金実

績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に別表第3に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を実績報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）」により、速やかに知事に対して報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第17条 本補助金は、実績報告書に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（人材紹介手数料の返還に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、人材紹介手数料の返還を受けた場合は、「神奈川県高度外国人材受入支援補助金返還に係る報告書（第7号様式）」により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合、補助金の全部又は一部の支給決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保

存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第20条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第21条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表第1（第4条関係） 補助対象経費

科 目	内 容 説 明
人材受入れに係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材紹介契約に基づき事業者に支払う手数料 ・ 内定者日本語学習、受入サポート等
上記のほか、証明に応じて対象とする経費	
在留資格の取得等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格認定証明書交付代行 ・ 相談費用（行政書士等）
渡航費 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本へ渡航する際に要する航空機費用（燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、空港施設使用料を含む）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

（注1）小数点以下の端数は切り捨てとする。

（注2）補助対象経費には、①補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費、②消費税および地方消費税、③高度外国人材本人が負担した経費、④日本国外においてかかる費用は含まないものとする。

（注3）補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。

（注4）補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

（注5）補助対象経費について疑義がある場合、事前に雇用労政課と協議すること。

※1 航空機費用は、「エコノミークラス」又はそれに準ずる運賃（普通席相当のもの）に限り補助対象経費とする。

別表第2（第8条関係） 交付申請書の添付書類

1	役員等氏名一覧表（第1号様式の2）
2	補助事業計画書（第1号様式の3）
3	経費予算書（第1号様式の4）
4	全部事項証明書
5	補助対象経費の見積書その他これに相当する書類
6	県税の未納がないことを証する納税証明書（納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないことを証明する納税証明書）
7	その他知事が必要と認める書類

別表第3（第15条関係） 実績報告書の添付書類

1	補助事業報告書（第5号様式の2）又は（第5号様式の3）
2	経費決算書（第5号様式の4）
3	人材受入れに関する契約を締結したことを証する書類（人材紹介契約書の写し等）
4	補助対象経費に係る支出を証する書類
5	補助事業終了後の高度外国人材の処遇を証する書類（雇用契約書の写し等）
6	高度外国人材の在留資格認定証明書
7	補助金受入口座証明書（通帳の写し）
8	その他知事が必要と認める書類